

令和7年度子どもの居場所・生活支援事業立ち上げに対する補助事業のスケジュール等について

1 申請・交付時期について（スケジュールの例）

申請相談	随時 ※あきた子ども応援ネットワーク（子どもの未来応援コーディネーター） または、秋田県地域・家庭福祉課までお問い合わせください。
交付申請	随時
交付決定	申請から20日程度（交付申請までに書類が整備されている場合） →決定後補助団体活動開始 ※交付決定内容から以下のとおり変更する場合は、変更申請が必要です。 ・経費及び事業量について、20%を超える増減があるとき。 ・補助事業を中止するとき。
実績報告	事業終了後1か月以内又は令和8年3月末のいずれか早い日
補助金交付	実績報告検査終了後、請求書が届いてから15日程度

2 募集期間

令和7年12月末まで（予算上限に達し次第募集終了）

3 対象事業

県内で新たに行う子どもの居場所・生活支援事業（新規に活動する団体の場合は、1年以上継続して定期的に実施する見込みがある事業とする。）

※既に活動している団体が行う次の事業も対象とします。

- ・既存の拠点で行う新規の事業
（例：子ども食堂で、新規に学習支援事業を実施する。）
- ・新規拠点で行う既存の事業
（例：これまで開催していた地域と別の地域（小学校区）で子ども食堂を開催する。）
- ・新たな拠点で行う新規事業

4 対象経費の例

- ・事業広報に係る印刷製本費（チラシ・リーフレット・ポスター等印刷代）
- ・案内送付・連絡調整に係る通信運搬費（事業経費であることを証明できるもの）
- ・事前打合せや当日の会場賃借料
- ・外部講師への謝金、ボランティア保険料
- ・子ども食堂開催のための食材、調理器具の購入費
- ・学習支援の教材・テキスト代、コピー代等の印刷製本費
- ・感染防止のための消耗品の購入費
- ・制服リユース事業で使用するハンガーラックの購入費

※団体運営に係る経常的な経費は対象外です。

※不明な点はお相談ください。

5 その他

- ・他の補助金・交付金等との重複利用はできません。
- ・市町村で補助事業を実施している場合、当該制度の活用を優先します。